

長久手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【条例改正内容】

出産育児一時金の支給額について

健康保険法施行令の一部改正（令和4年1月1日施行）に伴い、**出産育児一時金（本来分）の金額を引き上げる。**

【出産育児一時金】

健康保険法等に基づく保険給付として、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため一定の金額が支給される制度。

産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合は、出産育児一時金の本来分に加え、加算分として産科医療補償制度の掛け金分が支給される。

●支給額

現 行：42 万円

（本来分 40 万 4 千円 + 加算分 1 万 6 千円）

改正後：42 万円

（本来分 40 万 8 千円 + 加算分 1 万 2 千円）

* 本来分の金額は国民健康保険条例で規定

加算分は国民健康保険条例施行規則で規定

現行

40 万 4 千円 (本来分)	1 万 6 千円 (加算分)	支給額 42 万円
--------------------	----------------------	--------------

改正後

40 万 8 千円 (本来分)	1 万 2 千円 (加算分)	支給額 42 万円
--------------------	----------------------	--------------

産科医療補償制度

通常の妊娠・分娩にもかかわらず、重度脳性麻痺になった児と家族に1件あたり3千万円の保証金を支払う仕組み。

運営組織：日本医療機能評価機構（民間保険を活用）

運用開始：平成21年1月